

随意契約及び比較見積省略理由書

案件名称：大阪府咲洲庁舎 **46** 階鍵管理設備改修工事

理由

本工事は、咲洲庁舎 **46** 階出入り口扉における現地 I C カード及び防災センターからの遠隔操作による開錠・施錠及びその状態監視並びに施錠後のセキュリティ監視を行う鍵管理設備の改修である。

本工事にあたっては、製造者独自の仕様により構成されている同設備のシステムを熟知している必要があるため、製造会社である N E C ネットエスアイ株式会社関西支社以外に施工することは出来ません。

これらのことから、N E C ネットエスアイ株式会社関西支社から見積書を徴したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 **2** 号の規定により、N E C ネットエスアイ株式会社関西支社と随意契約するものとし、大阪府財務規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）により比較見積を省略するものです。